平成２３年（フ）第３６２号
栃木県那須塩原市弥生町８番７号、前住所栃木県大田原市羽田227番地162
債務者　髙野　弘美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６５号
栃木県小山市大字稲葉郷533　ヴェルドミールＤ－103号室、住民票上の住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁160番地33
債務者　川崎　修二
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７０号
栃木県さくら市上河戸897番地
債務者　蛭田　厚美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７１号
栃木県宇都宮市鶴田町3031番地１　Ｄｅｅｐｉｎ　Ｆｏｒｅｓｔ２　202号
債務者　篠崎由紀子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７５号
栃木県宇都宮市今宮２丁目11番３号　富士ハイツ201号
債務者　大野　明美
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０５号
栃木県宇都宮市滝の原１丁目３番22号　レジデンス滝の原202
債務者　山田由紀子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７２号
栃木県宇都宮市下岡本町2104番地37、前住所神奈川県平塚市千石河岸57番37号
債務者　西村　直志
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７３号
栃木県真岡市下籠谷4600番地２、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字市塙230番地７
債務者　笹﨑　　実
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７４号
栃木県真岡市下籠谷4600番地２、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字市塙230番地７
債務者　笹﨑　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６３号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目24番９号　サニーコートＫ101
債務者　齋藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０７５号
横浜市港南区港南台８丁目28番16号
債務者　小林　　彩（旧姓神尊）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０３号
横浜市保土ケ谷区星川１丁目25番８号　山本ハイツ201号
債務者　伊藤　信男
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６４号
横浜市港南区日野中央１丁目16番２－101号
債務者　杉本さおり（旧姓牧山）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４０号
横浜市中区麦田町３丁目73番地
債務者　石田　弘子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部